



第4期代議員選挙に関するお知らせ

正会員の皆様の投票による代議員選挙を実施について

(公社) 日本フィットネス協会 代表理事 小澤 治夫

本誌12月号でお知らせしましたように、第4期代議員選挙の日程をお知らせします。公益社団法人であるJAFAは「正会員による選挙」を実施して、各都道府県内に住所を有する正会員の中から代議員を選出することが定款に定められています。現在の代議員の任期は、第4期代議員選挙の終了をもって、満期となり、第4期代議員選挙は本年2月に実施する予定です。

選挙実施にあたり、JAFA会員の皆様へご理解をいただきたい「代議員選出規定」のポイントについて掲載します。

代議員選挙規程

第1章 総則

(規程の趣旨)

第1条 公益社団法人日本フィットネス協会（以下「本協会」という）は、5要件を満たした代議員を選出する。

2 本規程は、公益社団法人への移行に伴って策定した「最初の代議員の選挙規程」に準拠する。（代議員選挙制度の変更にかかわる規程の改廃は行わない）

附則① 「最初の代議員の選挙規程」は、平成23年9月30日に開催した臨時総会の第2号議案「最初の代議員選出規定による代議員選挙に関する件について」において承認されたものである。

附則② 本規程は、2年ごとに実施する定期選挙および、欠員によって定数未達となった場合に実施する補欠選挙に適用する。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置等)

第2条 本協会は、新たな5要件を満たす代議員の選挙を、都道府県単位（以下「選挙区」という）で行うものとし、正会員による代議員選挙を行う。

2 本協会の理事会は、代議員選挙を適切に実施するために代議員選挙管理委員会（以下、「委員会」という）を設ける。

3 理事会は、正会員の中から5名の選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は、委員会を組織する。

4 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。

5 理事・監事は、委員になることができない。

6 選挙管理委員は、次期代議員になることはできない。

7 委員会は、理事及び理事会から独立した組織とする。

8 本協会の代表理事は、代議員の選任を行うため、第1項で規定する選挙を行うときは、代議員を選出する選挙に関する公示（以下「代議員改選公示」という）を、委員会の定めた期日までにを行うとともに、正会員に通知しなければならない。

9 代議員になろうとする正会員は、委員会の定めた期日までに、委員長宛てに立候補届を届け出なくてはならない。

10 委員会は、指定した期日までに、当該選挙区で代議員になろうとする者がいない場合、又は当該選挙区の代議員定数に満たない場合は、正会員の中から代議員定数を満たすよう代議員候補者を選定することができる。

11 委員会は、代議員選挙日の14日前までに、各選挙区内の正会員代議員候補者一覧を添え、当該選挙区に属する正会員に通知しなければならない。

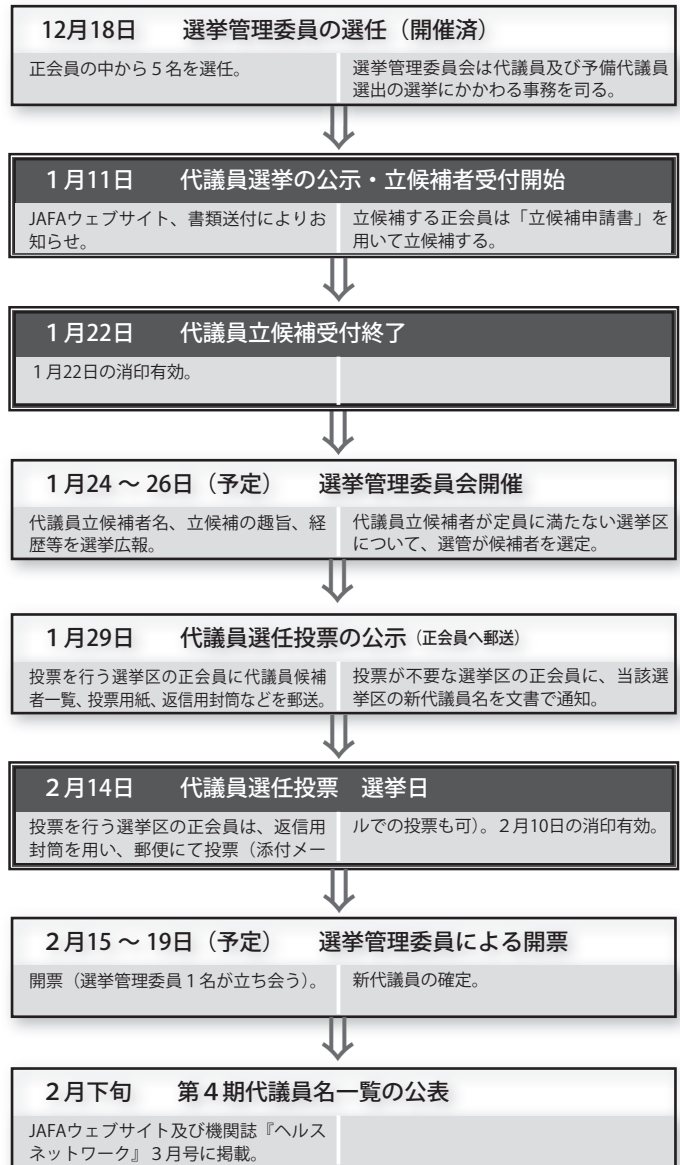
12 各選挙区の代議員の選出は、当該選挙区に属する正会員が一人1票による投票によって行うものとし、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。ただし、立候補者が当該選挙区の定数を超えないときは投票を行わず選任するものとする。

13 投票は、郵送または電子投票によって行うこともできる。

14 委員会は、選出された代議員名を直ちに本協会代表理事に届けなければならない。

15 選挙管理委員の任期は、委嘱された日から代議員確定の日までとし、委員会もその時点で解散する。

<第4期代議員及び予備代議員選出スケジュール>



※選挙管理委員会による検討によって、上記スケジュールは予告なく変更する場合があります。

*代議員制度の5要件

- ①社員（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること
- ②各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること
- ③「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること
- ④選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること
- ⑤会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること

※定款では、「代議員を社員」とし、「正会員は、法人法に規定された社員の権利を、社員と同様にこの法人に行使することができる」（第3章 第5条10項）と定められています。